

平成 29 年 6 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

バリューコマース株式会社

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」について当社にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

当該提案に同意しない。

【理由】

1 企業が現金を対価として受領していること

権利確定条件付き有償新株予約権と権利確定条件なしの新株予約権で、その特徴が異なる重要な点が、「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む」ことであるにも関わらず、その「特徴を除けば」とする本公開草案の前提に誤りがある。

権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が、従業員等から現金を対価として受け取り、その従業員等に付与するものである。したがって、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性がある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を適用するのが適当である。

2 「労働や業務執行等のサービス」を対価としていないこと

権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引は、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引である。したがって、現金を対価とする取引である権利確定条件付き有償新株予約権は、「従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられないことを立証する場合」に該当するものとする。

なお、企業としては、従業員等に資産形成の機会を提供したまでにすぎず、また、従業員等としては、自己の判断にもとづき、自己の資金で金融商品を購入するにすぎない。

3 新株予約権の適正な時価が払い込まれていること

従業員等が権利確定条件付き有償新株予約権の対価として企業に払い込む 1 個当たりの額は、付与時の新株予約権の価値と等価として、専門性を有する独立第三者機関によって、見積もられた合理的な価格である。

この場合、従業員等が権利確定条件付き有償新株予約権の対価として企業に払い込む 1 個当たりの額が、新株予約権の適正な時価を下回るのであれば格別、等価である以上、これを報酬として認識することは適当ではない。

なお、実務対応報告公開草案第 18 項では、「有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該権利確定条件付き有償新株予約権の払込金額との差額が概ねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該失効の見積数に重要な変動が生じる場合、変動後の見積数により当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額を変更することとなる。この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)から(5)に記載しているような業績達成のインセンティブ効果を反映するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」とあるが、ここでいう「公正な評価額の増加分」という概念は、有償新株予約権の付与が報酬取引として認識される前提でストック・オプション会計基準を適用した場合に生じる特有の計算上の概念であり、有償新株予約権の適正な時価の計算に当該概念を用いるべきではないと考える。

なお、上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問 2 から質問 3 についても、当該提案に同意しない。

以上